

議案第78号

おいらせ町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例について

おいらせ町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成18年おいらせ町条例第156号）の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和元年12月5日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

提案理由

契約事務の円滑化を図るため、施設の管理及び運営などの継続的に役務の提供を受ける契約について、長期継続契約の対象とするため、本条例に所要の改正を行うため提案するものである。

おいらせ町長期継続契約を締結することができる契約を定める
条例の一部を改正する条例

おいらせ町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例
(平成18年おいらせ町条例第156号)の一部を次のように改正する。
第2条を次のように改める。

(長期継続契約を締結することができる契約)

第2条 長期継続契約を締結することができる契約は、次の各号のいずれかに該当する契約とする。

(1) 事務機器、通信機器、電子計算機器、医療機器、車両、ソフトウェアその他の商慣習上複数年度にわたり契約を締結することが一般的であるものを借り入れる契約

(2) 前号に掲げる契約に伴う保守、維持管理等に関する契約

(3) 施設の管理及び運営、清掃及び警備、設備等の保守、給食の調理又は配送並びに車両の運行その他の役務の提供を受ける契約であって、次のいずれかに該当するもの。

ア 経常的かつ継続的に当該役務の提供を受ける必要があるもの

イ 会計年度の初日から当該役務の提供を受けなければ、事務の取り扱いに支障を及ぼすもの

第2条の次に次の1条を加える。

(契約期間)

第3条 前条各号に掲げる契約の期間は、5年以内とする。

附 則

この条例は、令和2年1月1日から施行する。